

10月から医療保険制度の一部が改正されました

パート・アルバイトの社会保険適用が拡大

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上
- ② 月額賃金88,000円以上(年収106万円以上)
- ③ 勤務期間1年以上が見込まれること
- ④ 学生は適用対象外

上記の①～④の条件をすべて満たす短時間労働者(パート・アルバイト)は、社会保険に加入することになりました。(従業員501人以上の事業所が対象)

これにより、組合員の被扶養者として認定されている方が社会保険に加入した場合は、各共済事務担当課を通じて、被扶養者取消の手続きをしていただきますようお願いいたします。

なお、取消の手続きをする場合は、平成28年9月までの給与支払証明書の提出も必要です。社会保険加入以前より毎月の収入が108,333円を超えていた場合は、最初に超えた月から遡って扶養取消となりますので、ご注意ください。

ただし、共済組合の収入要件の年間の給与総支払額の130万円未満かつ月額108,333円以内に変更はありません。

例

給与総支払額が108,333円を超えた場合

給与支払証明書				組合員証記号番号
所屬所名	〇〇〇市	氏名	共済 太郎	〇〇〇 - ××
愛知県市町村職員共済組合が行う被扶養者資格調査において、給与収入を把握する必要があるため、下記事項について証明いただきたくお願い申し上げます。				
勤務している者の氏名	共済 花子	勤務開始日	平成 27 年 6 月 1 日	
		退職年月日	平成 年 月 日	
支給年月	給与支給額	交通費等諸手当	総支払額	
平成 28 年 1 月	90,000 円	5,000 円	95,000 円	
平成 28 年 2 月	95,000 円	5,000 円	100,000 円	
平成 28 年 3 月	90,000 円	5,000 円	95,000 円	
平成 28 年 4 月	100,000 円	5,000 円	105,000 円	
平成 28 年 5 月	100,000 円	5,000 円	105,000 円	
平成 28 年 6 月	115,000 円	5,000 円	120,000 円	
平成 28 年 7 月	105,000 円	5,000 円	115,000 円	
平成 28 年 8 月	125,000 円	5,000 円	130,000 円	
平成 28 年 9 月	115,000 円	5,000 円	120,000 円	
平成 28 年 10 月	115,000 円	5,000 円	120,000 円	
平成 年 月	円	円	円	
平成 年 月	円	円	円	
平成 年 月	円	円	円	
平成 年 月	円	円	円	



認定限度月額を超えた
6月1日より扶養取消となります。

認定限度月額以内の場合は
社会保険に加入した10月1日より
扶養取消となります。

被扶養者認定について、「兄弟」の同居要件が廃止

これまで組合員の「兄弟」を被扶養者認定する場合、「同居していること」も条件となっていました。平成28年10月からは「兄弟」と同居していなくても認定要件を満たせば、被扶養者として認定されることとなります。